



どうして下水道が必要なんですか

さわやかな生活と清潔な環境を実現するためです

本市の下水道の計画は市内全域を整備区域として、平成九年十二月に国から事業認可を受けました。その内容は、工事の総面積一千二百三十五ヘクタール、計画処理人口四万九千七百人、完成までの事業期間はおおむね三十年、事業費が認可時で約六百八十億円などです。下水道事業の推進には、長い年月と、膨大な経費が掛かります。

●どうして下水道が必要なのですか
産業構造の変化と発展、生活様式の多様化に伴い、私たちが取り巻く社会環境は大きく変動しています。水の環境も、例外ではありません。特に、排水が流入する公共用水域の環境の悪化には著しいものがあります。これらを改善し、さわやかな生活と清潔な環境を実現するために、下水道は必要なのです。

●下水道のイメージがかわらず、現実感がないのですが
下水道は家庭と切り離されたものではなく、洗濯機や掃除機と同じように、生活に非常に密着した施設です。下水道施設は各家庭から排出され

る水を受けて、汚れを取り除きます。そして、浄化した水を公共用水域、当市では鷺ノ木大通川に戻します。遠くにあるように見えて、実は家庭と環境を結ぶ身近な施設なのです。

●家庭からの生活排水は、そんなに多いのですか
かつては、汚水の主な原因は工場排水でした。しかし、近年は生活排水が主な原因となっています。

生活排水とは、台所・ふろ・洗濯などからの排水です。生活の便利さに比例して水の使用量は増加し、処理されないで公共用水域に流される生活排水も増えていきます。信濃川の汚れの原因別割合を見ても、生活排水がその七割を占めています。生活排水の汚れの内訳は、トイレが三、その他の生活排水が七、そのうち、台所のみでの比率は大きく、四・五となっています。

例えば、日本酒一合(百八ミリリットル)を川に流した場合、魚が住める水質に戻すためには、一升瓶(一・八リットル)で四千本以上のきれいな水が必要になるのだそうです。次の世代へ、安全で潤いのある水環境を残すことが私たち市民の責任

であると理解して、今できることから実行していきましょう。

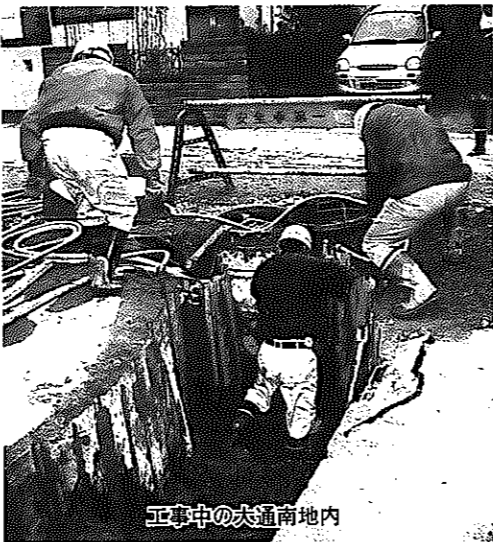
●広報十月号に「白根中央浄化センターの工事が始まった」と書いてありましたが、市の下水道の進捗状況はどうなっていますか
下水道には雨水を排除する機能と、汚水を処理する役目があります。白根市の下水道は「分流式」といって、雨水を分離し、汚水のみを処理して排除するものです。日常生活で利用した生活排水は下水道管へ流され、市内八カ所(予定)の中継ポンプでくみ上げられて白根中央浄化センターへ集められます。同センターは、その汚水を微生物によって浄化した後に放流するもので、平成十五年度一部供用を開始する予定です。また、下水道管や公共汚水ますの布設については、逐次計画的に整備してまいります。

●現在の、平成九年度から十五年度までの七カ年を事業期間とした、第一期計画に着手。大通南地区の三十二・一ヘクタールと北部工業団地の二十八ヘクタールで、地元協力をいただいで工事を進行中です。今後、白根地区の一部三十二・四ヘクタール

「きれいな水、自然に戻す思いやり」



白根中央浄化センターの建設現場



工事中の大通南地区

●第一期計画の管渠計画延長は約二万八千四百六十メートル。その進捗状況は、平成十二年度末までの完了予定では管渠延長八千七百六十六メートル、約三〇・八パーセントの進捗率となります。

●下水道事業は道路工事などと違い、私たちが負担しなければならぬ工事費などがあるようですが
供用が開始される区域の人からは、市に納付するものと、個々で工事業者に支払うものがあります。市へ納付するものには、工事費の一部としての「受益者負担金」と「下水道使用料」があります。

●下水道が整備されると、その地区では悪臭や害虫が減少するなど、衛生的な生活ができるようになります。受益者負担金は、下水道が完成して利用できる人が特定されるなどの理由から、負担いただくものです。近隣の市町村では、一般的に、区域内にある土地の広さに応じて負担いただいています。納付は年四回(五年間で二十回の分割払いが多く、平方メートル当たりの単価も二百十円〜九百三十円と格差があります。当市は工事が進行中であり、事業費や算定方法は、現在確定していません。下水道使用料についても同様です。

●より良い施設を、できるだけ低いコストでご利用いただけるように、経費の節減に努めていきます。

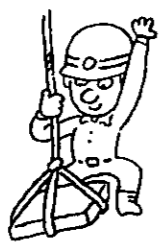
●そのほかに「排水設備工事費」が掛かるのですか
供用が開始される区域の人は、各家庭から流れ出る汚水を、市が設置する汚水ますに流すための「排水設備」が必要です。

この工事は、個々の家庭が直接接続工事業者に依頼するもので、このために掛かる工事費用が「排水設備工事費」です。工事は市が認定する工事業者が施工し、依頼者はそこへ直接申し込みます。下水道への接続・個々の家庭の排水系統・設備は同一ではありませんが、耐久的で管理が容易、汚水を円滑かつ速やかに流下させることができるものであるとともに、公衆衛生の向上などの面から、便所がくみ取り式の家庭は、水洗化への改造等を含んだ工事となります。近隣の市町村では、おおむね五十万円〜百万円程度の経費となっています。市では、融資の希望者が多ければ、制度融資等の創設を考えています。

●私の住む地区の下水道工事は、いつごろから始まりますか
公共下水道事業は、都市計画の用途地域や人口集中地域から着手することが前提になっています。下水道事業の進め方としては、現在取り組んでいる第一期計画区域の見直しがつく二年前くらいにならないと、新規計画区域を示すことができません。あなたのお住まいの地区が第一期計画区域に含まれていない場合、「何

年度に着手します」とは、今現在、確定できないのが実状です。●次の第二期計画区域で私の地区の工事が行われ、利用できるようになった場合、受益者負担金や排水設備工事費などは、第一期目と同じ金額になりますか
第二期目でも第三期目でも、認可区域では同様の個人負担があります。しかし、その額は、下水道使用料以外は第一期計画区域と同一の額になるとは限りません。

●下水道は、私たちの財産です。下水道事業の円滑な導入と推進のためにも、市民の皆さんのご意見をお待ちしています。また、ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせは...

下水道課
下水道係
☎内 395、396、309
庶務係
☎内 308